



平成 29 年 2 月 2 日  
海上保安庁総務部人事課

## 平成 28 年度人事院総裁賞について

標記について、当庁から下記の職員が、平成 28 年度人事院総裁賞(個人部門)を受賞することとなりました。

なお、授与式は 2 月 9 日(木)午前 11 時 45 分より明治記念館(東京都港区元赤坂)にて行われ、その後、受賞者は天皇皇后両陛下の御接見を賜る予定です。

### 記

#### 1 人事院総裁賞の趣旨

人事院総裁賞は多年にわたる不断の努力や国民生活の向上への顕著な功績等により、公務の信頼を高めることに寄与したと認められる職員(一般職の国家公務員)又は職域を顕彰するもの。(昭和 63 年創設、今回 29 回目)

#### 2 受賞者

「個人部門」

第三管区海上保安本部横浜海上保安部巡視船首席整備士 西野 修次(61 才)

「顕彰理由」

41 年の長きにわたり、航空機整備士一筋に歩み、高度な専門的知識等をいかし、荒天下における海難救助など危険を伴う特殊な飛行を行う航空機の無事故運航に尽力し、海上保安業務に多大な貢献

※その他詳細は添付顕彰理由参照

#### 3 参考

別途、人事院において広報されております。

## 個人部門 西野 修次

### 《海上保安庁航空機通算41年にわたる無事故運航に尽力》

氏名・官職・略歴等	組織の概要等
<p>にし の しゅうじ 西野 修次</p> <p>海上保安庁第三管区海上保安本部 横浜海上保安部巡視船首席整備士</p> <p>昭和49.4 海上保安学校学生 採用 平成23.4 三管区羽田航空基地上席整備士 平成25.10 横浜海上保安部巡視船首席整備士 平成28.3 定年退職 平成28.4 現職（再任用）</p> <p>表彰等 平成15.5 海上保安庁長官表彰及び海上保安功績章 平成20.5 海上保安庁長官表彰及び海上保安勲功章</p>	<p>海上保安庁は国土交通省の外局であり、全国を11の海上保安管区に分けて、領海警備、海洋の秩序維持、海難の救助、海上防災、海洋環境の保全、海洋調査、海上交通の安全確保等の海上保安業務に従事している。</p> <p>それぞれの管区には管区海上保安本部があり、その下には、各地に海上保安（監）部、海上保安航空基地、海上保安署、海上交通センター、航空基地、水路観測所などが置かれている</p> <p>整備士は海上保安航空基地や航空基地、航空機を搭載した巡視船において機体整備や燃料油の管理等を担当し、フライトの際には航空機に搭乗して機体の管理を行っている。</p>

#### 顕彰理由

氏は、41年の永きにわたり整備士として、千歳、釧路、羽田、伊勢航空基地及び関西空港海上保安航空基地の合計5基地並びにヘリコプター搭載型巡視船4隻に勤務し、延べ14回の転勤を繰り返しつつ、昼夜を分かたず、寒暑を含めた地域特性及び業務の異なる環境の下、精神的、肉体的に極めて苦勞の多い業務について、平素から心身を壮健に保ち、航空機の整備に不具合を生ずることなく精励、以って、国民生活の安全確保に多大な貢献をし、公務の信頼の確保と向上に寄与している。

## 理由詳細

### 1 職務の重要性、代表的な対応事案

氏は、海洋国家たる日本の海を守る海上保安官の一人として、現在、横浜海上保安部所属巡視船に勤務し、搭載ヘリコプターの整備を行うとともに、領海警備のほか、海上における犯罪の監視取締り、海難における捜索救助及び急患輸送等に従事している。

これまで従事した代表的な対応事案として、平成11年に発生したフェリーむろと乗揚海難、平成22年に実施したAPECにおける海上警備、平成23年の東日本大震災における災害救援活動等に従事し、ヘリコプターの乗員として、これまで海難現場等において70名の吊上げ救助を成功させている。

航空機の整備においては、平成20年には関西空港海上保安航空基地上席整備士としてスーパーピューマ225の新規導入に携わり、当時の限られた有資格者の中、運航及び維持管理に尽力した功績は顕著である。

### 2 職務の特殊性・勤務環境

航空機の飛行は、365日24時間出動体制であるため、航空基地宿直室での待機や事案が発生すれば緊急に対応する等、極度の緊張感が常に強いられる職務である。また、勤務地は全国にわたり、気候・勤務環境の変化が大きい中、業務に精励している。

### 3 特殊技能、勤勉性

海上保安庁の整備士は、航空機を安全、確実に飛行させるため、航空機の整備にかかる高い知識技能が求められる。そのような中、同人は、強い信念のもと日夜奮闘努力し、これまでの定時検査実施回数は計180回余りにも及び海上保安庁全職員の中でもトップクラスの実績であり、日々進歩する航空機の各種機器の取扱いに的確に対応、入念に整備を行い、これまで緊急事態に陥ったことは皆無である。

また、持ち前の勤勉さから自己研鑽に努め、国家資格である航空整備士の資格については、昭和53年の新規取得以降、固定翼・回転翼航空機を問わず、時代の趨勢とともに常に新型式への挑戦に励んだ結果、これまで一等航空整備士2機種を含む合計8機種の資格を取得するとともに、これらの優れた特殊技術、能力等を次世代へ伝承するため、後輩整備士の指導育成に努め、同人の人柄は整備士の後輩のみならず飛行士や通信士からも慕われており、人格面でも申し分ない存在である。

### 4 公務の信頼の確保・向上

航空機は官民間問わず一度事故を起こすと、組織の信頼は大きく失墜し回復には多大な時間と労力を要するところ、海上保安庁の航空機は、民間機では飛行できない環境下、海上保安業務を遂行しなければならない、些細なミスも許されない。そうした中で、豊富な現場経験、卓越した知識技能及び旺盛な責任感のもと、通算41年、飛行時間累計8,400時間余りにわたり無事故運航を続けており、公務の信頼の確保と向上に寄与している。

## 個人部門 西野 修次

### 【整備士の作業状況】

#### 1 ヘリコプター点検作業時の状況



#### 2 飛行前打ち合わせの状況



### 3 ヘリコプター離船直前の地上支援の状況



西野首席整備士